



# 臨床研究法対策勉強会

日時

平成30年3月16日（金） 16：00～18：00

会場

神戸大学医学部会館 3階 シスメックスホール

（神戸大学医学部神緑会館 多目的ホールより変更となりました）

実施内容  
（予定）

## 第1部 「臨床研究法の概要と実施基準」

講師：臨床研究推進センター長 永井 洋士

16：00～16：55 解説

16：55～17：10 質疑応答

17：10～17：15 休憩

## 第2部 「認定臨床研究審査委員会の概要」

講師：臨床研究推進センター 倫理委員会事務局長 久米 学

17：15～17：45 解説

17：45～18：00 質疑応答

対象

臨床研究機関の研究者や倫理委員会事務局・臨床研究支援組織の関係者等

平成30年4月から施行される臨床研究法においては、同法で定義される「特定臨床研究」を実施する際には、厚生労働大臣が認める認定倫理委員会での審査・承認を受けた上で、同大臣が定める実施基準に沿って研究を行うことが義務づけられています。更に、同法で言うところの「臨床研究」についても同様の努力義務が課せられる事になります。

法の施行が迫る中、どのような研究が法の対象となり、どのような実施上の義務や努力義務が課せられるのか、本法の概要と研究実施上の留意点、また、認定倫理委員会の手続き等について概説します。

**厚生労働省医政局より局長通知が発出され、臨床研究法の詳細が明らかになるのは平成30年3月末になる見込みです。つきましては、本勉強会は、開催日時点で公表されている内容に関する情報提供となることをご了承ください。**

★学外の方へ★ お手数ですが事前に受講登録をお願いいたします。

臨床研究推進センターホームページ：<http://www.hosp.kobe-u.ac.jp/ctrc/researcher/seminar.html>

【お問い合わせ先】神戸大学医学部附属病院 臨床研究推進センター

TEL：078-382-5400 / e-mail：k9ccr-seminar@med.kobe-u.ac.jp

★本学の方へ★

このセミナーの受講は、（下記※を除き）業務上必須のものではありません。受講は任意です。

所定労働時間外の受講であっても超過勤務手当は支給されません。

ただし、上司からの業務命令（指示）を受けた場合、所定労働時間外の受講については超過勤務手当が支給されますので、申告ください。

（※）「神戸大学大学院医学研究科又は医学部附属病院における臨床研究従事者等に関する教育・研修にかかる実施要項」で規定されている、臨床研究従事者等が受講すべき教育・研修として本セミナーを選択し、上司からの承認を得て受講する場合（各年度1回に限る）は、所定労働時間外の受講については超過勤務手当が支給されますので、申告ください。

# 会場 アクセス

## ◆利用交通機関

JR「神戸」駅下車 徒歩約15分  
神戸高速鉄道「高速神戸」駅下車 徒歩約15分  
神戸市営地下鉄「大倉山」駅下車 徒歩約5分

## ◆神戸空港からのアクセス

ポートライナーに乗車「三宮」駅下車  
(乗車時間約18分)  
神戸市営地下鉄に乗換え「大倉山」駅下車  
(乗車時間約3分)

## ◆新神戸駅からのアクセス

神戸市営地下鉄に乗車「大倉山」駅下車  
(乗車時間約6分)

## 周辺地図



## 神戸大学医学部附属病院 敷地内配置図

